

Ⅱ 計 画 事 項

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

		(ha)		
		40,132.54		
		8,212.49		
		3,871.13		
		52.12		
		989.40		
		4,397.34		
		1,056.97		
		1,118.97		
		1,256.63		
		8,622.11		
		4,174.08		
			1,144.13	
			2,192.28	
			7.81	
			498.14	
		361.87		
		2,120.18		
		56.89		

(3)

(31 101) 3)

(1) (3)

(1) 26 249 10 2 1

(2) 10 7 2 1

(3) 10 8 1

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

- ① 水源涵養機能
- ② 山地災害防止機能
／土壤保全機能
- ③ 快適環境形成機能
- ④ 保健・レクリエーション機能
- ⑤ 文化機能
- ⑥ 生物多様性保全機能
- ⑦ 木材等生産機能

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

① 「水源涵^{かん}養機能森林」の森林整備及び保全の基本方針

② 「山地災害防止機能／土壤保全機能森林」の森林整備及び保全の基本方針

③ 「快適環境形成機能森林」の森林整備及び保全の基本方針

④ 「保健・レクリエーション機能森林」の森林整備及び保全の基本方針

⑤ 「文化機能森林」の森林整備及び保全の基本方針

⑥ 「生物多様性保全機能森林」の森林整備及び保全の基本方針

⑦ 「木材等生産機能森林」の森林整備及び保全の基本方針

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

(ha

		25,750	25,638
		154	320
		10,555	10,533
		330	335

① 育成単層林

② 育成複層林

③ 天然生林

2 その他必要な事項

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

① 皆伐

② 択伐

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

	35	40	30	20	30	10	15	8

(3) その他必要な事項

① 主伐時期の目安

					cm	m

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

① 人工造林の対象樹種に関する指針

② 人工造林の標準的な方法に関する指針

	, , /ha
	, , /ha
	, /ha

地拵えの方法

植付け方法

③ 伐採跡地の人工造林すべき期間に関する指針

(2) 天然更新に関する指針

① 天然更新の対象樹種に関する指針

② 天然更新の標準的な方法に関する指針

, /ha	, /ha

(a)

(b)

(c)

③ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

5

2

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

- ① 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林については、次の指針を標準として市町村森林整備計画において定めるものとする。

1

/kn2

P

- ② 以下の場合、植栽によらなければ適確な更新は困難となる可能性があることから、現地状況を勘案し、必要であれば市町村森林整備計画において記載するものとする。

1

(4) その他必要な事項

- ① 天然更新を行う場合における作業道の設置についての留意点

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

	(/ha)								
		()							
	1,500		35	50	65	80			09 06 1 0 15
	2,000		22	35	50	65	80		
	2,500		16	25	35	50	65	80	
	3,000	(12)	17	24	35	50	65	80	
	1,500		18	27	38	49	60	80	09 065 1 0 15
	2,000								
	2,500								
	3,000	(13)	18	27	38	49	60	80	
	3,500								

1

2

3

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

												10	11	12	13			14
	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1							1	10
					2											5	15	2
																5	15	

① 下刈り

② つる切り

③ 除伐

(3) その他必要な事項

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

① 区域の設定の基準に関する指針

② 森林施業の方法に関する指針

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

① 区域の設定の基準に関する指針

② 森林施業の方法に関する指針

(3) その他必要な事項

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

			Km
		285	425.933
		1	0.18

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

				/
	0° 15°		100	35
	15° 30°		75	25
			25	25
	30° 35°		60	15
			15	15
	35°		10	10

- (3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

- (4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

- (5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

- (6) その他必要な事項

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

① 森林組合の組織・機能の強化

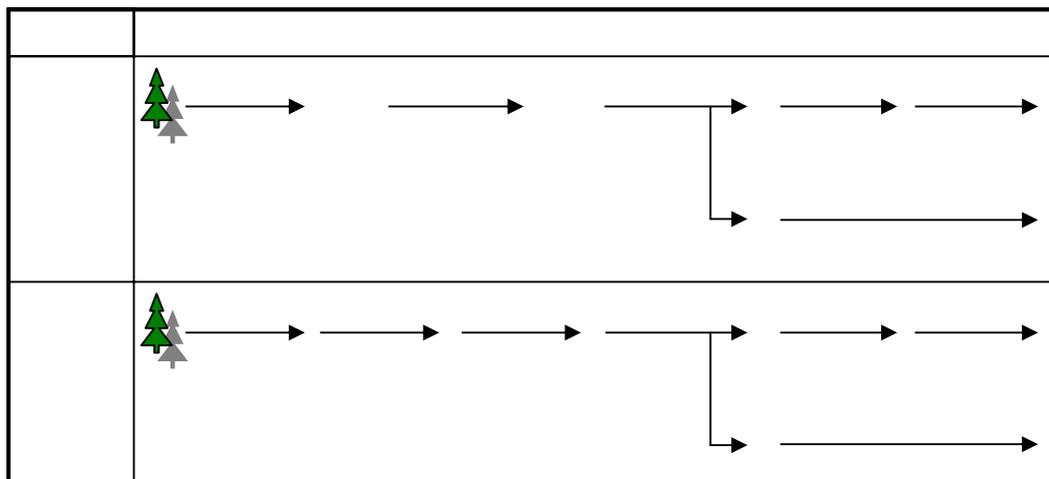
② 民間事業者の技術力の向上

③ 林業に従事する者の育成、確保

(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

① 高性能林業機械の導入促進

② 機械作業システムの目標



(4) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

① 木材流通の合理化

② 木材加工の合理化

③ 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

(5) その他必要な事項

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

		1-11, 13-17, 21, 23, 27, 28, 31-36, 38-47, 49, 51-54, 56-69, 71-77, 79-89, 95, 97, 98, 100, 102, 103, 107, 108, 110, 111, 115-118, 121, 123-127, 129, 130, 134, 136, 137, 152-153, 155, 157-159, 161-162, 165-171, 173-189, 191-195, 197-205, 207-211, 214-217, 219-239, 241-255, 257-260, 262-279, 281-287, 289-298	1, 653		
		1-19, 24, 26, 30, 31, 48, 49, 53, 54, 57, 61, 64, 71, 73-86, 90-96	1, 326		
		1, 4, 6, 10-15, 17, 23, 24, 26-33, 35, 38-45, 47-51	465		
		15-16, 21, 32-34, 36-38, 47, 49, 60, 65, 75, 78, 80-81, 102, 109, 120, 123, 125-128, 139, 145-147, 149-150, 152, 154, 156, 162, 165, 175-177, 201-206, 208-213, 216-217, 220-222, 226-227, 233, 235-237, 242, 251-253, 255, 258-259, 261, 271-273, 275, 301-304, 306, 308, 311	503		
		1, 3, 5-10, 15-24, 28-29, 32-34, 36-37	319		
		1-4, 6-9, 11-20, 32-33	417		
		1, 7-8, 12, 19-22, 25-28, 35, 101-104, 106-109, 111-112, 114-115	172		
		1-23, 32-36, 38-40, 42-55, 63-64, 71-74, 78-81, 84-92, 94-96, 98-115, 201, 206-207, 209-213, 219, 222-223, 225-232, 234-239, 243-255, 257-290, 301-306, 310, 312-313, 316-317, 320-321, 324-325, 329, 331-333, 335, 338-340, 342, 346-350, 353-354, 356-363, 365-366, 370-371, 374, 376, 378, 380-387, 389	3, 535		
		11, 13, 14, 16-17, 32, 33, 38-40, 50, 52-54, 56, 59, 64, 67, 69-70, 72, 74, 78, 82-83, 97-99, 101, 103, 106-115, 117-125, 127, 131, 133-146	1, 070		
		1-14, 16-18, 20-29	745		
		3-5, 7, 9-26, 29, 32-37, 39-53, 55, 57	857		
		2, 7, 9-14, 17-19, 21-28	294		
		9-10, 24-27	14		
		6-9, 16, 18-24, 27, 29-33, 35-44, 49-65, 67	1, 085		
		1-2	12		

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

ha

(4) その他必要な事項

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

(2) 保安施設地区に関する方針

(3) 治山事業に関する方針

(4) 特定保安林の整備に関する方針

- ① 下層植生や土壌の状況、樹冠疎密度、林木の生育状況等からみて、指定の目的に即した機能を確保するため早急に施業を実施する必要があると認められる森林
- ② 気候、地形、土壌等の自然的条件からみて、施業を行うことにより、健全な林木の生育が見込まれ、指定の目的に即した機能を確保し得ると認められる森林
- ③ 法令上の制限、林道の整備状況等からみて、森林所有者等に施業を実施させることが相当であると認められる森林

(5) その他必要な事項

3 森林の保護等に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

(2) 鳥獣による森林被害対策の方針

林野火災の予防の方針

(4) その他必要な事項

森林の巡視に関する事項

森林の保護及び管理のための施設に関する事項

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

1 保健機能森林の区域の基準

2 その他保健機能森林の整備に関する事項

(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

(3) その他必要な事項

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積 n3

	1,300	1,276	24	258	234	24	1,042	1,042	
	650	638	12	129	117	12	521	521	

2 間伐面積 ha

	16,412
	8,206

3 人工造林及び天然更新別の造林面積 ha

	831	186
	416	93

4 林道の開設及び拡張に関する計画

(1) 開設

(単位 延長:m 面積:ha)

開設/拡張	種類	(区分)	位置(市町)	路線名	(延長及び箇所数)	(利用区域面積)	前半5カ年の計画箇所	備考
開設	林道開設総数			10路線	12,650	4,289		
開設	自動車道	森林基幹道	福岡市	早良	3,793	2,174	○	(有)
		森林管理道		長野	600	98		
			小計	2路線	4,393	2,272		
開設	自動車道	林業専用道	筑紫野市	兎ヶ原	300	89		
				小計	1路線	300	89	
開設	自動車道	森林基幹道	糸島市	第3雷山浮嶽	2,697	1,362	○	(有)
		林業専用道		狐尾	800	30		
				岩屋線	2,000	100	○	
			小計	3路線	5,497	1,492		
開設	自動車道	森林管理道	那珂川町	竹屋敷	600	133	○	(有)
				倉谷線	400	174	○	(有)
			小計	2路線	1,000	307		
開設	自動車道	森林管理道	宇美町	中将谷	750	41		(有)
				大久保	710	88		(有)
			小計	2路線	1,460	129		

(

(2) 拡張(改良)

(単位 延長:m 面積:ha)

開設/拡張	種類	(区分)	位置(市町)	路線名	(延長及び箇所数)	(利用区域面積)	前半5カ年の計画箇所	備考
拡張	林道拡張総数			22路線	17,337			
拡張	<改良>		総計	14路線	10,543			
拡張	自動車道(改良)	森林管理道	福岡市	荒谷	43		○	
				小計	1路線	43		
拡張	自動車道(改良)	森林管理道	筑紫野市	水呑	480			
				白木野	1,040			
				本谷	550			
				下西山	220			
			小計	4路線	2,290			
拡張	自動車道(改良)	森林管理道	那珂川町	猿山	800			
				小計	1路線	800		
拡張	自動車道(改良)	森林管理道	宇美町	仲ノ原・支線1号	540			
				柚ノ木	500			
			小計	2路線	1,040			
拡張	自動車道(改良)	森林管理道	篠栗町	笹尾	550			
				小葉山	1,820			
				谷口	490			
				若杉	1,590			
			小計	4路線	4,450			
拡張	自動車道(改良)	森林管理道	須恵町	清水	540			
				守母	1,380			
			小計	2路線	1,920			

(3) 拡張(舗装)

(単位 延長:m 面積:ha)

開設/ 拡張	種 類	(区 分)	位 置 (市町)	路 線 名	(延長及び 箇所数)	(利用区域 面積)	前半5カ年 の計画箇所	備 考
拡張	< 舗 装 >		総計	8路線	6,794			
拡張	自動車道(舗装)	森林管理道	糸島市	一の原	2,024		○	
			小計	1路線	2,024			
拡張	自動車道(舗装)	森林管理道	那珂川町	下谷	870			
				エゲ平石	720			
			小計	2路線	1,590			
拡張	自動車道(舗装)	森林管理道	宇美町	大久保	400			
			小計	1路線	400			
拡張	自動車道(舗装)	森林管理道	篠栗町	内住	660			
				松尾	200			
			小計	2路線	860			
拡張	自動車道(舗装)	森林管理道	須恵町	本谷	540			
				守母	1,380			
			小計	2路線	1,920			

(4) 林道計画総括表

(単位 延長:m)

計 画 量	区 分	開 設	拡 張			備 考
			計	改 良	舗 装	
計 画 量	前期(平成27~31年度)	9,490	2,067	43	2,024	
	後期(平成32~36年度)	3,160	15,270	10,500	4,770	
	計	12,650	17,337	10,543	6,794	

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

ha

	13,687	13,351	
かん	8,167	8,049	
	5,524	5,308	
	3,088	3,081	

				1,334	995		
かん				29	22	かん	
				70	52		
				13	10		
				14	10		
				2	2		
				24	18		
				7	6		
				133	99		
				43	32		
				20	15		
				32	24		
				13	10		
				67	50		
				467	350		
					190		
				37	27		
				42	31		
				39	29		
				51	38		
				8	6		
				8	6		
				248	184		
				66	49		
				70	52		
				43	32		
				32	24		
				2	1		
				3	2		
				2	2		
			841	624			
				3	2		
				1	1		
				2	2		
				1	1		
				1	1		
				11	8		
				2	2		
				4	3		
				1	1		
				26	21		

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

ha

	かん			2,174	2,174	2,174
				1,059	1,059	1,059
				405	405	405
		0	0	3,638	3,638	3,638

(3) 実施すべき治山事業の数量

		131	79		
	7, 73, 74, 93, 117, 118, 119, 124, 127, 166, 167, 132, 181, 195, 228, 250, 270, 271, 296	19	11		
	3, 13, 14, 31, 48, 57, 72, 82, 83, 84, 88, 95	12	4		
	1, 3, 9, 12, 13, 29, 32, 34, 42, 45, 48	11	11		
	64, 204, 205, 206, 217, 229, 230, 253, 271, 275	10	6		
	2, 15, 23, 28	4	2		
	2, 12, 16, 32, 33	5	3		
	1	1	1		
	15, 45, 47, 50, 68, 70, 81, 83, 88, 90, 102, 103, 235, 243, 245, 248, 257, 260, 270, 272, 303, 310, 374, 376, 387	25	15		
	18, 22, 32, 61, 64, 72, 84, 96, 113, 115, 118, 127, 130, 131, 142	15	7		
	4, 6, 16, 17, 20, 24	6	3		
	17, 24, 44, 52	4	2		
	7, 9, 10, 12, 21, 22, 26, 53	8	8		
	16	1	0		
	7, 20, 21, 33, 45, 49, 54, 61, 63, 65	10	6		

治山事業計画総括表

		79
		52
		131

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

第7 その他必要な事項

- 1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法
- 2 その他必要な事項